

見附市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 5 号

見附市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

見附市道路占用料徴収条例（昭和 3 5 年見附市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号中「昭和 4 3 年見附市条例第 4 6 号」を「平成 1 5 年見附市条例第 1 1 号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき	5 9 0
	第 2 種電柱	1 年	9 0 0
	第 3 種電柱		1, 2 0 0
	第 1 種電話柱		5 3 0
	第 2 種電話柱		8 4 0
	第 3 種電話柱		1, 2 0 0
	その他の柱類		5 3
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メー	5
	地下に設ける電線その他の線類	トルにつき 1 年	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 1 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	3 2 0

	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所			1 個につき 1 年	1, 1 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱				4 4 0
	広告塔			表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1, 9 0 0
	その他のもの			占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1, 1 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に 掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの			長さ 1 メー トルにつき 1 年	2 2
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの				3 2
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの				4 7
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの				6 3
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メ ートル未満のもの				9 5
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メ ートル未満のもの				1 3 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メ ートル未満のもの				2 2 0
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メート ル未満のもの				3 2 0
	外径が 1 メートル以上のもの				6 3 0
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に 掲げる施設	自動運行 補助施設	法第 2 条 第 2 項第 5 号に規	地下に設ける もの	長さ 1 メー トルにつき 1 年	3
			その他のもの		1 1

		定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		840
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	530
			地下に設けるもの		320
	その他のもの				1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			940	
	地下に設ける通路			560	
	その他のもの			1,100	

法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	1 9
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 9 0
政令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 9 0
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 9 0 0
	標識		1 本につき 1 年	8 4 0
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	1 9
		その他のもの	1 本につき 1 月	1 9 0
	幕（政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	1 9
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき	1 9 0

			ルにつき 1 月	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1, 9 0 0
		その他のもの		9 4 0
政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1	1, 1 0 0
政令第 7 条第 3 号に掲げる施設			平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 3 1 を乗じて得た 額
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき	1 9 0
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			ルにつき 1 月	1 1 0
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 1 2 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの			A に 0. 0 1 7 を乗じて得た 額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0. 0 0 4 を乗じて得た 額
		階数が 2 のもの		A に 0. 0 0 6 を乗じて得た 額
		階数が 3 以上のもの		A に 0. 0 0 7 を乗じて得た 額
	その他のもの			A に 0. 0 2 5

		を乗じて得た額
政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	A に 0. 0 1 5 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0. 0 1 1 を乗じて得た額
政令第 7 条第 1 0 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	A に 0. 0 2 2 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0. 0 1 1 を乗じて得た額
政令第 7 条第 1 1 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0. 0 1 5 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0. 0 2 2 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0. 0 3 1 を乗じて得た額
政令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具		A に 0. 0 2 5 を乗じて得た額
政令第 7 条第 1 3 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	A に 0. 0 1 5 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0. 0 2 2

		を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第1項の規定により市に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さ

に1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の見附市道路占用料徴収条例別表の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。